

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和5年3月10日（令和5年（行情）諮問第256号）、同年5月9日（同第363号）、同月18日（同第399号）及び同年6月7日（同第473号、同第474号、同第476号、同第477号及び同第479号）

答申日：令和7年3月14日（令和6年度（行情）答申第1020号及び同第1022号ないし同第1028号）

事件名：在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書8」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書2」ないし「文書110」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年1月31日付け情報公開第0

2461号（以下「原処分1」という。）、同年2月27日付け同第02620号（以下「原処分3」という。）、同月28日付け同第02614号（以下「原処分2」という。）、同年3月31日付け同第03094号（以下「原処分4」という。）、同日付け同第03095号（以下「原処分5」という。）、同日付け同第03097号（以下「原処分6」という。）、同日付け同第03098号（以下「原処分7」という。）及び同日付け同第03146号（以下「原処分8」という。）により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求書1（原処分1に係るもの。令和5年（行情）諮問第256号）

（ア）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

（イ）不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書119」又は「理由1及び3以外の不開示部分」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

（ウ）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 審査請求書2（原処分2及び原処分3に係るもの。令和5年（行情）諮問第363号及び同第399号）

（ア）上記ア（ア）と同旨。

(イ) 上記ア(イ)と同旨。

(ウ) 上記ア(ウ)と同旨。

エ 審査請求書3(原処分4ないし原処分8に係るもの。令和5年(行情)諮問第473号、同第474号、同第476号、同第477号及び同第479号)

(ア) 上記ア(ア)と同旨。

(イ) 上記ア(イ)と同旨。

(ウ) 上記ア(ウ)と同旨。

(2) 意見書

ア 意見書1(原処分2に係るもの。令和5年(行情)諮問第363号)
意見書の提出期限の延長を求める

審査請求人に事前に諮ることなく、一度に計7件という多くの案件の意見書の提出期限を2週間という短期間で指定することは、審査請求人の抗弁の機会を奪うことに他ならない。審査請求人の意向を確認して、改めて意見書の提出期限を設けるべきである。

イ 意見書2(原処分2に係るもの。令和5年(行情)諮問第363号)

(ア) 文書漏れの可能性について

文書「2021-00625-0024-IMG」には「添付ファイル：1」との表記があるが、本件開示決定では、それらしきものが特定されていないと思われる。

他についても添付ファイルの特定が行われていないものと思われる。

(イ) 不開示箇所の特定の不十分な点について

例えば文書「2021-00625-0023-IMG」表紙の最上部の黒い線は、文書「2021-00625-0024-IMG」には存在しないが、この線が不開示の措置で生じたものなのか、複写の過程で生じたのかが、諮問庁の不開示の特定では不明である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1(令和5年(行情)諮問第256号)

(1) 経緯

処分庁は、令和3年8月31日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書1の開示請求に対し、対象文書47件を特定し、一部開示とする決定を行った(原処分1)。

これに対し、審査請求人は、令和5年2月4日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認

イ 不開示処分の対象文書の特定

ウ 一部に対する不開示決定の取消し

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2及び文書3、文書5ないし文書8、文書11、文書32ないし文書36、文書40、文書67ないし文書100の47件である。

(3) 原処分1について

原処分1において、本件請求文書1の開示請求に関し、本件開示請求受付時点で、対象文書47件を保有していたことから、同文書をもって開示等決定を行ったものである。

(4) 審査請求人の主張について

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認について

(ア) 審査請求人は、「審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。」と主張している。

(イ) 処分庁は、審査請求人が請求した内容に該当する行政文書を十分に探索して特定しており、文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張は当たらない。

イ 不開示処分の対象部分の特定について

(ア) 審査請求人は、「開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書119」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」と主張している。

(イ) 処分庁は不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 一部に対する不開示決定の取り消しについて

(ア) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」と主張している。

(イ) 原処分では、本件対象文書を部分開示又は不開示としているが、公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する記述、我が国政府部内の協議の内容に関する記述、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報、及び現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であって、公にするこ

とにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、個人の権利利益を害するおそれ、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条1号、3号、5号及び6号に基づき不開示とすることが適当である。よって、かかる審査請求人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記(4)のとおり原処分1を維持することが妥当であると判断する。

2 原処分2(令和5年(行情)諮問第363号)

(1) 経緯

処分庁は、令和3年11月4日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書2の開示請求に対し、対象文書106件を特定し、7件を開示、99件を部分開示とする決定を行った(原処分2)。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月5日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認

イ 不開示処分の対象文書の特定

ウ 一部に対する不開示決定の取消し

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書107の106件である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨(ただし、「本件請求文書1」を「本件請求文書2」と読み替える。)

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記(3)のとおり原処分2を維持することが妥当であると判断する。

3 原処分3(令和5年(行情)諮問第399号)

(1) 経緯

処分庁は、令和3年12月27日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書3の開示請求に対し、対象文書99件を特定し、99件を部分開示とする決定を行った(原処分3)。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月5日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認

イ 不開示処分の対象文書の特定

ウ 一部に対する不開示決定の取消し

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書100の99件である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨(ただし、「本件請求文書1」を「本件請求文書3」と読み替える。)

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記(3)のとおり原処分3を維持することが妥当であると判断する。

4 原処分4(令和5年(行情)諮問第473号)

(1) 経緯

処分庁は、令和4年1月11日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書4の開示請求に対し、対象文書102件を特定し、3件を開示、99件を部分開示とする決定を行った(原処分4)。

これに対し、審査請求人は、令和5年4月10日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認

イ 不開示処分の対象文書の特定

ウ 一部に対する不開示決定の取消し

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書103の102件である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨(ただし、「本件請求文書1」を「本件請求文書4」と読み替える。)

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記(3)のとおり原処分4を維持することが妥当であると判断する。

5 原処分5(令和5年(行情)諮問第474号)

(1) 経緯

処分庁は、令和4年1月19日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書5に係る開示請求に対し、対象文書109件を特定し、10件を開示、99件を部分開示とする決定を行った(原処分5)。

これに対し、審査請求人は、令和5年4月10日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認

イ 不開示処分の対象文書の特定

ウ 一部に対する不開示決定の取消し

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書110の109件である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨(ただし、「本件請求文書1」を「本件請求文書5」と読み替える。)。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記(3)のとおり原処分5を維持することが妥当であると判断する。

6 原処分6(令和5年(行情)諮問第476号)

(1) 経緯

処分庁は、令和4年5月30日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書6に対する開示請求に対し、対象文書100件を特定し、1件を開示、99件を部分開示とする決定を行った(原処分6)。

これに対し、審査請求人は、令和5年4月10日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認

イ 不開示処分の対象文書の特定

ウ 一部に対する不開示決定の取消し

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書100及び文書103の100件である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨(ただし、「本件請求文書1」を「本件請求文書6」と読み替える。)。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記(3)のとおり原処分6を維持することが妥当であると判断する。

7 原処分7(令和5年(行情)諮問第477号)

(1) 経緯

処分庁は、令和4年8月9日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書7に係る開示請求に対し、対象文書99件を特定し、部分開示とする決定を行った(原処分7)。

これに対し、審査請求人は、令和5年4月10日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認

イ 不開示処分の対象文書の特定

ウ 一部に対する不開示決定の取消し

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書100の99件である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨(ただし、「本件請求文書1」を「本件請求文書7」と読み替える。)

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記(3)のとおり原処分7を維持することが妥当であると判断する。

8 原処分8(令和5年(行情)諮問第479号)

(1) 経緯

処分庁は、令和4年10月20日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書8に対する開示請求に対し、対象文書98件を特定し、部分開示とする決定を行った(原処分8)。

これに対し、審査請求人は、令和5年4月10日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認

イ 不開示処分の対象文書の特定

ウ 一部に対する不開示決定の取消し

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書8並びに文書10ないし100の98件である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨(ただし、「本件請求文書1」を「本件請求文書8」と読み替える。)

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記(3)のとおり原処分8を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和5年3月10日 諮問の受理(令和5年(行情)諮問第256号)

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)

③ 同月30日 審議(同上)

④ 同年5月9日 諮問の受理(令和5年(行情)諮問第363号)

- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑥ 同月 1 8 日 諮問の受理（令和 5 年（行情）諮問第 3 9 9 号）
- ⑦ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑧ 同月 2 9 日 審議（令和 5 年（行情）諮問第 3 6 3 号）
- ⑨ 同年 6 月 5 日 審査請求人から意見書を収受（同上）
- ⑩ 同月 6 日 審議（令和 5 年（行情）諮問第 3 9 9 号）
- ⑪ 同月 7 日 諮問の受理（令和 5 年（行情）諮問第 4 7 3 号、同第 4 7 4 号、同第 4 7 6 号、同第 4 7 7 号及び同第 4 7 9 号）
- ⑫ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑬ 同月 1 2 日 審査請求人から意見書を収受（令和 5 年（行情）諮問第 3 6 3 号）
- ⑭ 同月 2 3 日 審議（令和 5 年（行情）諮問第 4 7 3 号、同第 4 7 4 号、同第 4 7 6 号、同第 4 7 7 号及び同第 4 7 9 号）
- ⑮ 令和 7 年 2 月 1 9 日 本件対象文書の見分及び審議（令和 5 年（行情）諮問第 2 5 6 号、同第 3 6 3 号、同第 3 9 9 号、同第 4 7 3 号、同第 4 7 4 号、同第 4 7 6 号、同第 4 7 7 号及び同第 4 7 9 号）
- ⑯ 同年 3 月 1 0 日 令和 5 年（行情）諮問第 2 5 6 号、同第 3 6 3 号、同第 3 9 9 号、同第 4 7 3 号、同第 4 7 4 号、同第 4 7 6 号、同第 4 7 7 号及び同第 4 7 9 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、3 号、5 号及び 6 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、改めて検討した結果、別表 2 に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1に係る文書の特定について

本件請求文書1に係る開示請求書には、「在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全て」と記載されていることから、令和3年8月のアフガニスタン情勢の変化を受けて、在アフガニスタン日本大使館の現地職員が国外に退避したオペレーションに関して作成又は取得された文書の開示を求めていると解し、別紙の2(1)に掲げる文書(以下「先行開示文書1」という。)、及び文書2、文書3、文書5ないし文書8、文書11、文書32ないし文書36、文書40、文書67ないし文書100を特定し、先行開示文書1につき先行開示決定(令和3年11月1日付け情報公開第02419号)を行い、文書2、文書3、文書5ないし文書8、文書11、文書32ないし文書36、文書40、文書67ないし文書100につき原処分1を行った。

イ 本件請求文書2に係る文書の特定について

本件請求文書2に係る開示請求書には、「在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全てのうち情報公開第02419号(2021-00512)で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求(2021-00512)の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書1の開示請求(開示請求番号2021-00512)に係る先行開示決定で開示された先行開示文書1を除く残りの文書、及び本件請求文書1の開示請求受付日の翌日である令和3年9月1日から本件請求文書2の開示請求受付日である同年11月4日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分1で特定された文書2、文書3、文書5ないし文書8、文書11、文書32ないし文書36、文書40、文書67ないし文書100、並びに、本件請求文書1の開示請求の後に作成又は取得された文書として別紙の2(2)に掲げる文書(以下「先行開示文書2」といい、先行開示文書1と併せて「先行開示文書」という。)、文書4、文書9、文書10、文書12ないし文書31、文書37ないし文書39、文書41ないし文書66、文書101ないし文書107を特定し、先行開示文書2につき先行開示決定(令和4年1月4日付け情報公開第02810号)を行い、文書2ないし文書107につき原処分2を行った。

ウ 本件請求文書 3 に係る文書の特定について

本件請求文書 3 に係る開示請求書には、「在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全てのうち情報公開第 02113 号（2022-00409）」で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00409）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書 8 の開示請求（開示請求番号 2022-00409）に係る先行開示決定で開示された文書 9 を除く残りの文書、及び本件請求文書 8 の開示請求受付日の翌日である令和 4 年 10 月 21 日から本件請求文書 3 の開示請求受付日である同年 12 月 27 日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分 8 で特定された文書 2 ないし文書 8、並びに、文書 10 ないし文書 100 を特定し、原処分 3 を行った。

エ 本件請求文書 4 に係る文書の特定について

本件請求文書 4 に係る開示請求書には、「在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全てのうち情報公開第 02810 号（2021-00625）」で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00625）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書 2 の開示請求（開示請求番号 2021-00625）に係る先行開示決定で開示された先行開示文書 2 を除く残りの文書、及び本件請求文書 2 の開示請求受付日の翌日である令和 3 年 11 月 5 日から本件請求文書 4 の開示請求受付日である令和 4 年 1 月 11 日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分 2 で特定された文書 2 ないし文書 107、並びに、本件請求文書 2 の開示請求の後に作成又は取得された文書として文書 108 ないし文書 110 を特定し、文書 104 ないし文書 110 につき先行開示決定（令和 4 年 3 月 14 日付け情報公開第 03482 号）を行い、文書 2 ないし文書 103 につき原処分 4 を行った。

オ 本件請求文書 5 に係る文書の特定について

本件請求文書 5 に係る開示請求書には、「在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全てのうち情報公開第 02419 号（2021-00512）」で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00512）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書 1 の開示請求（開示請求番号 2021-00512）に係る先行開示決定で開示された先行開示

文書 1 を除く残りの文書、及び本件請求文書 1 の開示請求受付日の翌日である令和 3 年 9 月 1 日から本件請求文書 5 の開示請求受付日である令和 4 年 1 月 1 9 日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分 1 で特定された文書 2、文書 3、文書 5 ないし文書 8、文書 1 1、文書 3 2 ないし文書 3 6、文書 4 0、文書 6 7 ないし文書 1 0 0、並びに、本件請求文書 1 の開示請求の後に作成又は取得された文書として先行開示文書 2、文書 4、文書 9、文書 1 0、文書 1 2 ないし文書 3 1、文書 3 7 ないし文書 3 9、文書 4 1 ないし文書 6 6、文書 1 0 1 ないし文書 1 1 0 を特定し、先行開示文書 2 につき先行開示決定（令和 4 年 3 月 2 2 日付け情報公開第 0 3 6 0 2 号）を行い、文書 2 ないし文書 1 1 0 につき原処分 5 を行った。

カ 本件請求文書 6 に係る文書の特定について

本件請求文書 6 に係る開示請求書には、「在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全てのうち情報公開第 0 0 4 9 7 号（2 0 2 1－0 0 9 7 6）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2 0 2 1－0 0 7 4 8）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、別件開示請求（開示請求番号 2 0 2 1－0 0 9 7 6）に係る開示決定（令和 4 年 5 月 2 3 日付け情報公開第 0 0 4 9 7 号）で開示された文書 1 0 1 を除く残りの文書、及び別件開示請求の開示請求受付日の翌日である令和 4 年 3 月 2 3 日から本件請求文書 6 の開示請求受付日である同年 5 月 3 0 日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、別件開示決定で特定された文書 2 ないし文書 1 0 0、並びに、文書 1 0 2 及び文書 1 0 3 を特定し、文書 1 0 2 につき先行開示決定（令和 4 年 7 月 2 9 日付け情報公開第 0 1 1 1 6 号）を行い、文書 2 ないし文書 1 0 0、及び文書 1 0 3 につき原処分 6 を行った。

キ 本件請求文書 7 に係る文書の特定について

本件請求文書 7 に係る開示請求書には、「在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全てのうち情報公開第 0 1 1 1 6 号（2 0 2 2－0 0 1 1 4）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2 0 2 2－0 0 1 1 4）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書 6 の開示請求（開示請求番号 2 0 2 1－0 0 1 1 4）に係る先行開示決定で開示された文書 1 0 2 を除く残りの文書、及び本件請求文書 6 の開示請求受付日の翌日である令和 4 年 5 月 3 1 日から本件請求文書 7 の開示請求受付日で

ある同年８月９日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分６で特定された文書２ないし文書１００、及び文書１０３を特定し、文書１０３につき先行開示決定（令和４年１０月１日付け情報公開第０１６８３号）を行い、文書２ないし文書１００につき原処分７を行った。

ク 本件請求文書８に係る文書の特定について

本件請求文書８に係る開示請求書には、「在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全てのうち情報公開第０１６８３号（２０２２－００３００）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２２－００３００）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書７の開示請求（開示請求番号２０２２－００３００）に係る先行開示決定で開示された文書１０３を除く残りの文書、及び本件請求文書７の開示請求受付日の翌日である令和４年８月１０日から本件請求文書８の開示請求受付日である同年１０月２０日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分７で特定された文書２ないし文書１００を特定し、文書９につき先行開示決定（令和４年１２月１９日付け情報公開第０２１１３号）を行い、文書２ないし文書８、及び、文書１０ないし文書１００につき原処分８を行った。

ケ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

（２）上記（１）アないしクの文書の特定方法に問題はなく、上記（１）ケの探索状況を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

審査請求人が上記第２の２（２）イ（ア）で主張する特定文書の添付ファイルの特定漏れについて当審査会事務局職員が確認したところ、当該文書の添付ファイルも本件対象文書として特定されていることが認められた。その他の文書の添付ファイルについても、特段問題は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３ 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）別表１の番号１に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、アフガニスタン情勢の変化を受け、現地情勢並びに関係国及び国際機関の対応状況等を踏まえた我が国の個別・具体的な分析・評価並びに我が国の検討内容、対処方針及び具体的な対応振りが記載されている。これらを公にすることにより、我が国の情報関心及び情報収集能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、外務省の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあるとともに、我が国が将来類似の交渉を行う際に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、国の安全が害されるおそれがあるとともに、我が国が将来類似の交渉を行う際に支障を来すおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、これまでの外交によって積み上げた我が国と関係国政府及び国際機関との信頼関係の下、公にしないことを前提として提供された、在アフガニスタン外交団の退避に係る情報及びそれに係るやり取りが記載されており、これを公にすることにより、関係国政府及び国際機関との信頼関係が損なわれ、我が国の情報収集に支障を来し、国の安全が害されるおそれがあるため不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれ、我が国の情報収集に支障を来し、国の安全が害されるおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる部分について

当該部分は、外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書

であると認められる。

ア 標記の不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は発受信時刻、パターン・コード、局課コード等であり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

イ かかる諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる部分について

当該部分には、外国政府職員の氏名及び肩書等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

外国政府職員の氏名の公表慣行については、局長級以上の職員の場合には公表慣行があるものとして扱っているが、それ以外の場合には不開示としているところ、当該部分に記載の外国政府職員は、局長級以上の職員には該当しないことから、不開示とした。

イ 上記アの諮問庁の説明を踏まえ検討すると、当該部分に記載の個人の氏名及び職名については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表1の番号5に掲げる部分について

当該部分には、アフガニスタンからの出国希望者に関する情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、出国希望者の氏名、生年月日、国籍、職業、パスポート番号、連絡先等が記載されており、特定の個人を識別できるものであるため、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、当該部分には、上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。当該部分は法

5条1号本文前段の個人に関する情報であって、それぞれの出国希望者ごとに、その氏名と一体として、特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表1の番号6に掲げる部分について

当該部分には、アフガニスタンに残留する邦人の内訳が記載されていることが認められる。開示されている部分の特定日付にアフガニスタンに残留していた邦人は少数であり、当該日付等他の情報と照合することにより当該個人を識別し得る情報が記載されているものと認められる。したがって、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はないため、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表1の番号7に掲げる部分について

当該部分には、特定公館の現地職員の氏名及び所属班名が記載されていることが認められる。

これらはいずれも、当該現地職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

大使館における現地職員は、事務補助員等として雇用契約を結び採用される者であるが、身分上は国家公務員法2条7項の「政府又はその機関と外国人の間に個人的基礎においてされる勤務の契約に基づき雇用される外国人」として国家公務員となるものである。

しかし、これら現地職員の氏名については、職員録（独立行政法人国立印刷局発行）に登載されておらず、他に公にされている事実も認められないことから、法5条1号ただし書イに該当しない。

さらに、当該部分は、法5条1号ただし書ロに該当するとは認められないほか、現地職員の職務遂行上の情報ではなく私的な情報であることから、同号ただし書ハに該当するとは認められない。

また、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(8) 別表1の番号8に掲げる部分について

当該部分は英文で記載された文書であることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、外国政府が交付した入国許可証である。当該部分には交付された個人の氏名は記載されていないが、文書番号等と照合することにより当該個人を識別し得る情報が記載されているため、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、当該部分には、上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。当該部分は法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全て。【裏面をご参照下さい】

(2) 本件請求文書 2

在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全てのうち情報公開第02419号（2021-00512）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00512）の後に綴られた文書の全て。

(3) 本件請求文書 3

在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全てのうち情報公開第02113号（2022-00409）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00409）の後に綴られた文書の全て（ただし外務省ホームページに掲載されたものは除く）。

(4) 本件請求文書 4

在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全てのうち情報公開第02810号（2021-00625）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00625）の後に綴られた文書の全て。

(5) 本件請求文書 5

在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全てのうち情報公開第02419号（2021-00512）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00512）の後に綴られた文書の全て。
*電磁的記録の特定を求める審査請求に対して、情報公開・個人情報保護審査会への諮問が行われなかったもので、改めて請求する次第です。

(6) 本件請求文書 6

在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全てのうち情報公開第00497号（2021-00976）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00748）の後に綴られた文書の全て。

(7) 本件請求文書 7

在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全てのうち情報公開第01116号（2022-00114）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、

及び当該請求（２０２２－００１１４）の後に綴られた文書の全て。

(８) 本件請求文書８

在アフガニスタン日本大使館現地職員の退避後に受入国に送り届けるまでの計画に関する文書の全てのうち情報公開第０１６８３号（２０２２－００３００）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（２０２２－００３００）の後に綴られた文書の全て。

２ 先行開示文書

(１) 本件請求文書１の開示請求に係る先行開示文書

先行開示文書１ アフガニスタン情勢（２０２１年８月３１日）

(２) 本件請求文書２及び本件請求文書５の開示請求に係る先行開示文書

先行開示文書２ アフガニスタンからの邦人等退避にかかる経緯（９月１日まで）（２０２１年９月２日）

３ 本件対象文書

文書２ NOTE VERBALE (MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS TOKYO, JAPAN) (No. 1112/ME-2)

文書３ NOTE VERBALE (EMBASSY of ISLAMIC REPUBLIC of AFGHANISTAN) (No. 302)

文書４ メモ決裁：在アフガニスタン大使館現地職員の陸路自力出国に関する支援依頼（令和３年１０月５日）

文書５ アフガニスタンの情勢悪化を受けた対応（２０２１年８月２０日）

文書６ アフガニスタン情勢①（令和３年８月２７日）

文書７ アフガニスタンの最新の状況（令和３年８月２７日）

文書８ アフガニスタンの最新の状況（令和３年８月３１日）、ほか

文書９ アフガニスタンからの出国を巡る動き（令和３年９月１０日）

文書１０ アフガニスタンからの出国を巡る動き（令和３年９月１３日）

文書１１ 旧MS Teams 退避オペレーションTeamsログ（抜粋）

文書１２ 上村政府代表とタリバーン政治事務所の会談（記録）（第１３３３号）

文書１３ 上村政府代表の会談（記録）（第１３３５号）

- 文書 1 4 上村政府代表の会談（記録）（第 1 3 3 4 号）
- 文書 1 5 上村政府代表ドーハ駐在米英関係者との意見交換（記録）
（第 1 3 3 6 号）
- 文書 1 6 上村政府代表ドーハ駐在米英関係者との意見交換（記録）
（第 1 3 4 5 号）
- 文書 1 7 アフガニスタン情勢（邦人の退避支援に係るカタールとの
調整）（訓令）（第 8 5 3 7 8 号）
- 文書 1 8 アフガニスタン情勢（カタール側との調整）（第 9 0 3 号）
- 文書 1 9 アフガニスタン情勢（カタール側との調整）（その 2）
（第 9 0 6 号）
- 文書 2 0 アフガニスタン情勢（日本関係者の退避支援に係るカタール
側との調整）（訓令）（第 8 7 3 1 8 号）
- 文書 2 1 アフガニスタン情勢（日本関係者の退避支援に係るカタール
側との調整）（2 5 日付報告）（第 9 4 7 号）
- 文書 2 2 アフガニスタン情勢（日本関係者の退避支援に係るカタール
側との調整）（調査訓令）（第 9 0 0 2 0 号）
- 文書 2 3 アフガニスタン情勢（日本関係者の退避支援に係るカタール
側との調整）（調査訓令）（在カタール大回答）（第 9 5 0
号）
- 文書 2 4 アフガニスタン情勢（日本関係者の退避支援に係るカタール
側との調整）（調査訓令その 2）（第 9 0 5 9 2 号）
- 文書 2 5 アフガニスタン情勢（日本関係者の退避支援に係るカタール
側との調整）（1 0 月 1 日付報告）（第 9 7 9 号）
- 文書 2 6 アフガニスタン情勢（アフガン人日本関係者のドーハ到
着：1 0 月 3 日付報告）（第 9 9 0 号）
- 文書 2 7 アフガニスタン情勢（アフガン人日本関係者の退避支援：
回訓）（第 9 3 3 3 6 号）
- 文書 2 8 アフガニスタン情勢（アフガン人日本関係者第二陣（5 0
名）のドーハ到着：1 0 月 6 日付報告）（第 1 0 3 8 号）
- 文書 2 9 アフガニスタン情勢（アフガン人日本関係者の退避支援）
（第 9 4 7 1 0 号）
- 文書 3 0 アフガニスタン情勢（アフガン人日本関係者の退避支援：
新規リスト提出）（第 1 0 0 2 8 6 号）
- 文書 3 1 アフガニスタン情勢（アフガン人日本関係者の退避支援：
退避再開と今後の対応）（訓令）（第 1 0 1 7 0 9 号）
- 文書 3 2 アフガニスタン情勢（退避オペレーションに関する在京ア
フガニスタン大使への内報）（第 7 8 3 2 1 号）
- 文書 3 3 当館及び J I C A 現地職員等の国外退避（第 1 3 0 9 号）

- 文書 3 4 アフガニスタン情勢（第 7 8 8 号）
- 文書 3 5 在アフガニスタン大現地職員等に対する意見聴取（緊急時
対応）（第 7 5 6 0 7 号）
- 文書 3 6 在アフガニスタン大現地職員、J I C A 職員・家族の国外
退避（当館現地職員からの救出要請）（第 1 3 1 1 号）
- 文書 3 7 在アフガニスタン大現地職員、J I C A 職員・家族の国外
退避（当館現地職員からの声（続報））（第 1 3 2 8 号）
- 文書 3 8 在アフガニスタン大現地職員、J I C A 職員・家族の国外
退避（当館現地職員からの声（続報））（第 1 3 8 6 号）
- 文書 3 9 在アフガニスタン大現地職員、J I C A 職員・家族の国外
退避（当館現地職員からの声（続報））（第 1 4 0 3 号）
- 文書 4 0 アフガニスタン情勢に関する米中央軍の見解（防衛情報）
（第 5 1 8 0 号）
- 文書 4 1 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーショ
ンの詳細）（第 8 4 8 5 7 号）
- 文書 4 2 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーショ
ンの詳細）（E U 代回答）（第 2 3 7 8 号）
- 文書 4 3 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーショ
ンの詳細）（トルコ大回答）（第 3 1 0 2 号）
- 文書 4 4 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーショ
ンの詳細）（ア首連大）（第 1 4 3 3 号）
- 文書 4 5 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーショ
ンの詳細）（独回答）（第 3 9 1 7 号）
- 文書 4 6 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーショ
ンの詳細）（仏回答：9 月 1 3 日のフライトの搭乗状況）（第
4 5 0 9 号）
- 文書 4 7 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーショ
ンの詳細）（スウェーデン回答）（防衛情報）（第 1 3 1 2 号）
- 文書 4 8 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーショ
ンの詳細）（オランダ国防衛省回答）（第 2 3 7 8 号）
- 文書 4 9 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーショ
ンの詳細）（在豪大回答）（第 2 9 6 9 号）
- 文書 5 0 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーショ
ンの詳細）（スペイン）（第 1 7 0 2 号）
- 文書 5 1 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーショ
ンの詳細）（仏回答）（第 4 5 4 7 号）
- 文書 5 2 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーショ
ンの詳細）（E U 代回答）（第 2 4 1 2 号）

- 文書 5 3 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーションの詳細）（伊回答）（第 2 2 0 7 号）
- 文書 5 4 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーションの詳細）（NZ 回答）（第 1 3 1 1 号）
- 文書 5 5 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーションの詳細）（韓国回答）（第 8 6 5 5 号）
- 文書 5 6 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーションの詳細）（米回電）（第 5 6 7 8 号）
- 文書 5 7 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーションの詳細）（英回電）（第 5 8 7 9 号）
- 文書 5 8 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーションの詳細）（ベルギー）（第 1 1 5 2 号）
- 文書 5 9 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーションの詳細）（スペイン）（第 1 7 2 8 号）
- 文書 6 0 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーションの詳細）（第 1 2 1 4 号）
- 文書 6 1 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーションの詳細）（カナダ回答）（第 1 8 6 7 号）
- 文書 6 2 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーションの詳細）（ロシア回答）（第 4 1 9 4 号）
- 文書 6 3 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーションの詳細）（ハンガリー回答）（第 1 0 4 3 号）
- 文書 6 4 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーションの詳細）（トルコ大回答）（防衛情報）（第 3 3 2 4 号）
- 文書 6 5 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーションの詳細）（米回電その 2）（第 5 9 5 6 号）
- 文書 6 6 調査訓令（アフガニスタン情勢：各国の退避オペレーションの詳細）（NATO 代回答）（第 6 8 2 号）
- 文書 6 7 アフガニスタン（訓令）（第 7 4 6 9 0 号）
- 文書 6 8 アフガニスタン（訓令）（ノルウェー回答）（第 9 2 6 号）
- 文書 6 9 アフガニスタン（訓令）（第 2 2 4 5 号）
- 文書 7 0 アフガニスタン（訓令）（ベルギー反応）（第 1 0 2 3 号）
- 文書 7 1 アフガニスタン（訓令）（トルコ回答）（第 2 6 7 0 号）
- 文書 7 2 アフガニスタン（訓令）：デンマーク回答（第 1 2 2 0 号）
- 文書 7 3 アフガニスタン（訓令）（仏回答）（第 4 0 7 6 号）
- 文書 7 4 アフガニスタン（訓令）（英反応）（第 5 1 2 3 号）
- 文書 7 5 アフガニスタン（訓令）（英反応：その 2）（第 5 1 3 2 号）

- 文書 7 6 アフガニスタン（訓令）（独回答）（第 3 5 1 5 号）
- 文書 7 7 アフガニスタン（訓令）（ノルウェー回答：その 2）（第 9 4 1 号）
- 文書 7 8 アフガニスタン（訓令：オーストリア回答）（第 1 5 8 0 号）
- 文書 7 9 アフガニスタン（ウズベキスタン回答）（本使電）（第 1 4 5 5 号）
- 文書 8 0 アフガニスタン（タジキスタン回答）（第 9 0 1 号）
- 文書 8 1 アフガニスタン（回訓）（第 7 7 2 号）
- 文書 8 2 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（調査訓令）（第 7 6 8 3 4 号）
- 文書 8 3 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（調査訓令）（トルコ）（第 2 7 3 6 号）
- 文書 8 4 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（調査訓令）（フィンランド）（第 8 6 1 号）
- 文書 8 5 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（訓令）（カナダ回答）（第 1 6 3 0 号）
- 文書 8 6 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（調査訓令：国連代回答）（第 5 2 7 0 号）
- 文書 8 7 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（調査訓令：仏回答）（第 4 1 2 9 号）
- 文書 8 8 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（訓令）（オランダ回答）（第 2 1 3 3 号）
- 文書 8 9 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（A D B 回答）（第 4 3 1 4 号）
- 文書 9 0 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（調査訓令）（在韓国大回電）（第 7 7 5 9 号）
- 文書 9 1 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（調査訓令）（スウェーデン回答）（第 1 1 7 6 号）
- 文書 9 2 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（調査訓令）（豪回答）（第 2 6 8 5 号）
- 文書 9 3 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（スイス回電）（第 1 2 3 5 号）
- 文書 9 4 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（回電）（第 2 3 3 4 号）
- 文書 9 5 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（調査訓令）（英回答）（第 5 2 4 9 号）
- 文書 9 6 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（調査訓令）（ノルウェー回答）（第 9 7 1 号）

- 文書 9 7 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（調査訓令）（独回答）（第 3 5 9 5 号）
- 文書 9 8 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（調査訓令：国連代回答その 2）（第 5 3 3 0 号）
- 文書 9 9 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（調査訓令：国連代表部回答その 3）（第 5 3 3 3 号）
- 文書 1 0 0 駐アフガニスタン外交団現地職員等の国外退避に係る受入れ方針（訓令）（カナダ回答その 2）（第 1 6 8 3 号）
- 文書 1 0 1 アフガニスタン情勢（2 0 2 1 年 9 月 9 日）
- 文書 1 0 2 アフガニスタン情勢（8 月 1 5 日以降の主な動き）（2 0 2 1 年 1 0 月）
- 文書 1 0 3 アフガニスタン情勢（8 月 1 5 日以降の主な動き）（2 0 2 1 年 1 1 月 3 日）
- 文書 1 0 4 （報道発表）アフガニスタン出国者の本邦到着（令和 3 年 1 0 月 8 日）
- 文書 1 0 5 （報道発表）アフガニスタン出国者の本邦到着（令和 3 年 1 0 月 1 3 日）
- 文書 1 0 6 （報道発表）アフガニスタン出国者の本邦到着（令和 3 年 1 0 月 1 9 日）
- 文書 1 0 7 （報道発表）アフガニスタン出国者の本邦到着（令和 3 年 1 1 月 4 日）
- 文書 1 0 8 （報道発表）アフガニスタン出国者の本邦到着（令和 3 年 1 1 月 1 1 日）
- 文書 1 0 9 （報道発表）アフガニスタン出国者の本邦到着（令和 3 年 1 1 月 2 6 日）
- 文書 1 1 0 （報道発表）アフガニスタン出国者の本邦到着（令和 3 年 1 1 月 1 1 日）

別表 1 (原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書 4、文書 5 (番号 2 以外の不開示部分)、文書 6 及び文書 7、文書 8 (番号 6 以外の不開示部分)、文書 9 ないし文書 11、文書 17 (番号 3 及び番号 5 以外の不開示部分)、文書 20 (番号 2 ないし番号 5 以外の不開示部分)、文書 22 (番号 3 及び番号 5 以外の不開示部分)、文書 24 (番号 3 及び番号 5 以外の不開示部分)、文書 26、文書 27 (番号 3 及び番号 5 以外の不開示部分)、文書 28、文書 29 (番号 3 及び番号 5 以外の不開示部分)、文書 30 (番号 3 及び番号 5 以外の不開示部分)、文書 31 (番号 3 及び番号 5 以外の不開示部分)、文書 33 ないし文書 35、文書 36 (番号 3 及び番号 7 以外の不開示部分)、文書 37 (番号 3 及び番号 8 以外の不開示部分)、文書 38、文書 39、文書 41、文書 67 (番号 2 及び番号 3 以外の不開示部分)、文書 68、文書 82 (番号 2 及び番号 3 以外の不開示部分)	公にしないことを前提としたわが国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示としました。	3 号、5 号
2	文書 2、文書 3、文書 5 (2 頁目 6 行目ないし 13 行目)、文書 12 (番号 3 及び番号 4 以外の不開示部分)、文書 13 (番号 3 及び番号 4 以外の不開示部分)、文書 14 ないし文書 1	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、関係国等との信	3 号

	6、文書18及び文書19、文書20（4頁目）、文書21、文書23、文書25、文書32、文書40、文書43、文書44（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書45、文書47、文書48（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書49（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書50、文書51（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書52（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書53、文書54（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書55ないし文書57、文書58（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書59、文書60（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書61（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書62（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書63（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書64ないし文書66、文書67（4頁目）、文書69（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書70（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書71（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書72（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書73（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書74（番号3及び番号4以外の不開示部分）、文書75（番号	頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示としました。	
--	---	------------------------------------	--

	3 及び番号 4 以外の不開示部分)、文書 7 6 (番号 3 及び番号 4 以外の不開示部分)、文書 7 7 (番号 3 及び番号 4 以外の不開示部分)、文書 7 8 (番号 3 及び番号 4 以外の不開示部分)、文書 7 9 (番号 3 及び番号 4 以外の不開示部分)、文書 8 0、文書 8 1、文書 8 2 (4 頁目)、文書 8 3、文書 8 4、文書 8 5 (番号 3 及び番号 4 以外の不開示部分)、文書 8 6、文書 8 8 (番号 3 及び番号 4 以外の不開示部分)、文書 8 9、文書 9 0 (番号 3 及び番号 4 以外の不開示部分)、文書 9 1 (番号 3 及び番号 4 以外の不開示部分)、文書 9 2 (番号 3 及び番号 4 以外の不開示部分)、文書 9 4、文書 9 5 (番号 3 及び番号 4 以外の不開示部分)、文書 9 6 ないし文書 9 9、文書 1 0 0 (番号 3 及び番号 4 以外の不開示部分)		
3	文書 1 2 ないし文書 1 0 0 (発信時刻、パターン・コード及び局課番号等)	現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	3 号、6 号
4	文書 1 2 (1 頁目本文 1 行目ないし 3 行目)、文書 1 3 (1 頁	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別す	1 号

	目本文 3 行目)、文書 4 4 (1 頁目本文 2 行目及び 3 行目)、文書 4 8 (1 頁目本文 3 行目及び 4 行目)、文書 4 9 (1 頁目本文 4 行目及び 5 行目)、文書 5 1 (1 頁目本文 2 行目及び 3 行目)、文書 5 2 (1 頁目本文 2 行目ないし 4 行目)、文書 5 4 (1 頁目本文 2 行目)、文書 5 8 (1 頁目本文 2 行目)、文書 6 0 (1 頁目本文 2 行目)、文書 6 1 (1 頁目本文 2 行目及び 3 行目)、文書 6 2 (1 頁目本文 2 行目)、文書 6 3 (1 頁目本文 3 行目ないし 5 行目)、文書 6 9 (1 頁目本文 2 行目及び 3 行目)、文書 7 0 (1 頁目本文 2 行目、4 行目及び 5 行目)、文書 7 1 (1 頁目本文 2 行目)、文書 7 2 (1 頁目本文 2 行目及び 3 行目)、文書 7 3 (本文 2 行目及び 3 行目)、文書 7 4 (1 頁目本文 2 行目ないし 4 行目及び 5 行目)、文書 7 5 (1 頁目本文 2 行目及び 3 行目、5 行目及び 6 行目)、文書 7 6 (1 頁目本文 7 行目及び 8 行目)、文書 7 7 (1 頁目本文 2 行目及び 3 行目)、文書 7 8 (1 頁目本文 5 行目及び 1 3 行目)、文書 7 9 (1 頁目本文 4 行目及び 5 行目)、文書 8 5 (1 頁目本文 2 行目及び 3 行目)、文書 8 8 (1 頁目本文 2 行目及び 3 行目)、文書 9 0 (1 頁目本文 2 行目及び 3 行目)、文書 9 1 (1 頁目本文 2	ることができるものであるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、公表慣行があるものを除き、不開示としました。	
--	---	--	--

	行目及び3行目)、文書92 (1頁目本文2行目)、文書9 5 (1頁目本文4行目及び5行 目)、文書100 (1頁目本文 2行目及び3行目)		
5	文書17 (3頁目)、文書20 (5頁目ないし7頁目)、文書 22 (3頁目ないし5頁目)、 文書24 (3頁目ないし5頁 目)、文書27 (3頁目ないし 7頁目)、文書29 (3頁目な いし6頁目)、文書30 (3頁 目及び4頁目)、文書31 (4 頁目ないし6頁目)、	個人に関する情報であつ て、特定の個人を識別す ることができるものであ るため、公にすることによ り、個人の権利利益を 害するおそれがあるた め、公表慣行があるもの を除き、不開示としまし た。	1号
6	文書8 (2頁目6行目及び7行 目)	個人に関する情報であつ て、特定の個人を識別す ることができるものであ るため、公にすることによ り、個人の権利利益を 害するおそれがあるた め、公表慣行があるもの を除き、不開示としまし た。	1号
7	文書36 (1頁目本文6行目及 び9行目、2頁目3行目、6行 目、9行目、13行目、16行 目及び最終行、3頁目6行目、 4頁目3行目及び9行目、7頁 目2行目、下から5行目)	個人に関する情報であつ て、特定の個人を識別す ることができるものであ るため、公にすることによ り、個人の権利利益を 害するおそれがあるた め、公表慣行があるもの を除き、不開示としまし た。	1号
8	文書37 (5頁目)	個人に関する情報であつ て、特定の個人を識別す ることができるものであ るため、公にすることによ り、個人の権利利益を	1号

		害するおそれがあるため、公表慣行があるものを除き、不開示としました。	
--	--	------------------------------------	--

※当審査会にて整理した。

別表 2（諮問庁が新たに開示する部分）

番号	文書番号	新たに開示する部分
1	文書 9	左側の本文のうち、1 行目ないし 5 行目 2 3 文字目、1 7 行目、2 0 行目及び 2 5 行目
2	文書 1 0	左側の本文のうち、1 行目ないし 5 行目 2 3 文字目、6 行目 2 7 文字目ないし 7 行目、1 9 行目、2 2 行目、2 3 行目及び 2 6 行目
3	文書 2 0、文書 2 2、文書 2 3 ないし文書 3 0、文書 3 2 及び 文書 3 7	転電先
4	文書 3 3、文書 3 4、文書 4 8、 文書 4 9、文書 5 3、文書 5 5、 文書 5 7 及び文書 6 1	各文書の本文末尾の追配依頼先
5	文書 4 8	3 頁目の最上部のロゴマーク
6	文書 9 4	本文全部
7	文書 1 0 0	1 頁目の本文 1 0 行目ないし最終 行、2 頁目の 1 6 行目ないし 3 頁 目の 1 行目